

平成24年第3回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成24年5月30日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成24年6月5日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
  - 1番 永原良子
  - 2番 岩田清
  - 3番 根橋俊夫
  - 4番 堀内武男
  - 5番 中谷道文
  - 6番 熊谷久司
  - 7番 船木善司
  - 8番 篠平良平
  - 9番 成瀬恵津子
  - 10番 中村守夫
  - 11番 宮下敏夫
  - 12番 三堀善業
  - 13番 宇治徳庚
  - 14番 矢ヶ崎紀男

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第1号 平成23年度辰野町一般会計補正予算(第13号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第2号 平成23年度辰野町一般会計補正予算(第14号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第3号 平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第4号 平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第5号 平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第6号 平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第7号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第8号 平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算  
(第4号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第9号 平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第10号 平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第11号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第12号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第13号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 平成24年度辰野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第21号 平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第22号 第7・8分団消防ポンプ自動車購入契約について

- 日程第25 議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第26 議案第24号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第27 議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 地方自治法第180条、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項
- 報告第1号 平成23年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第2号 平成23年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
- 報告第3号 平成23年度町立辰野総合病院事業会計予算繰越計算書
- 報告第4号 平成23年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成24年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 報告第5号 専決処分の報告について

日程第29 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	赤羽 博
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	林 国久
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤 誠
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第8番	篠平 良平
議席 第9番	成瀬 恵津子

## 10. 会議の顛末

### ○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

### ○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回辰野町議会定例会を開会いたします。ここで新任課長の挨拶を受けます。

### ○辰野病院事務長（赤羽）

町立辰野総合病院事務長の赤羽博と申します。出身は小横川です。よろしく願います。

### ○消防署長（林）

消防署長の林国久と申します。出身は北大出でございます。よろしく願います。

### ○議 長

続いて新規採用職員の紹介をいたします。

（新規採用職員 自己紹介）

### ○議長

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますのでのちほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

### ○町 長

ご挨拶を申し上げます。本日ここに第3回辰野町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多端のところご出席を賜り、感謝申し上げます。この度は「緊急雇用創出事業」の中の1事業に対しまして失業者の雇用がなされず、補助金を取り消しとなりました件につきましては、関係各位に大変ご迷惑をお掛けし、また職員の不適から住民の皆様方に対する信頼を失うこととなり、深くお詫びを申し上げます。今後は町民の皆さんの負託に応えられますよう信用の回復に努め、再発防止策を徹底していく所存でございます。

さて、欧州経済の混沌とする中で、日本経済を取り巻く環境は依然として厳しく、県下の状況は自動車関連を除き足踏み状態となっております。伊那公共職業安定所

管内の4月の有効求人倍率は0.61と前月に比べ、0.07ポイント低下いたしました。これを受けて今年4月から当地区は雇用機会が特に不足している地域として大町地域とともに「雇用開発促進地域」ということに指定されました。消費税議論の行方も気にかかるところではございますが、政府も党利党略を優先する審議ではなく、国を挙げて経済再生対策を望むところであります。また、先月21日には173年ぶりといわれる金環日食、更に明日は金星が太陽面を通過するという珍しい正に天文ショーが観測される年となったわけではありますが、気象に関しましても竜巻や雷雨注意報が頻繁に発令され、関東地域では竜巻による大きな被害が発生をいたしました。当町では遅霜や雹（ひょう）の被害は発生いたしておりませんが、不安定な気圧配置が続いており梅雨時期を控え、各地で甚大な被害をもたらしている集中豪雨に対する警戒を関係機関にも協力をお願いをし、一層強めてまいりたいと思います。去る26日には議会報告会を開催していただきまして、感謝を申し上げるとともに町政への関心が大いに高まることを期待するところであります。上伊那地域にありましては消防広域化につきまして、7月から広域化協議会が設置され具体的な検討に入る段階にきております。多岐に亘りご意見をお寄せいただければと思うところであります。さて、新年度がスタートして2箇月となります。主な事業の概要を申し上げますと、まちづくり関係にありましては今年度の「協働のまちづくり支援金事業」は9件で230万円余を助成させていただき、地域で支えあう互助活動によるコミュニティの醸成を図っていただきたいと思います。また、地域公共交通手段につきましても完全無欠な方法は難しいわけではありますが、できるだけ早い時期に方向を示してまいりたいと思っております。次に、保健・医療関係につきましては、高齢社会に向けて保健・福祉・医療の連携による安心なまちづくりの拠点施設といたしまして町立辰野病院移転新築事業がありますが、新しい時代の要請に応えられる新病院の勇姿が整えられ、10月の開業に向けて順調に推移しておるところであります。先生方、スタッフ一丸となって経営の健全化に努めていただいているところであります。町民の皆さんの満足度の高い、患者さんが主役の病院の創出に努めてまいりたいと思っております。また、福祉施設関係におきましては桜町世代間交流センターが着工となり、新たに富士塚集会所、樋口コミュニティーセンター、下飯沼沢生活改善センター、平出コミュニティーセンターのバリアフリー化等の改修事業の内示が取れましたので、本定例会で補正予算をお認めいただきまして、介

護予防推進の拠点として整備を更に進めてまいりたいと思います。次に建設関係におきましては平出下町、羽場交差点とも順調に進捗しておりますが、国道153号におきましては4箇所での地元説明会の開催を計画し、事業促進を図ってまいりたいと思っております。また観光事業については、5月20日の東京朝日会総会には議員各位をはじめ関係の皆様にも上京を願い、辰野町のPRをお願いしてまいりましたが、会員の皆さんはふる里の活性化を期待されており、応援していただいているわけであります。ご期待にも応えていかなければならないと思っております。横川溪谷では「YOU遊ロード」の案内標柱が三級の滝入り口に立ちまして、王城山のゼロポイントも下辰野区の皆さんが整備をしていただいておりますし、小野、憑の里では案内標柱設置とともに「初期中山道小野宿市」の第1回目が一昨日盛大に開催されました。また、塩嶺王城パークラインマラソン大会では700人のランナーが新緑の公園を駆け抜け、また初の試みといたしまして塩尻産のワインを、ワインパーティを辰野パークホテルにて開催いたしました。16日には第53回ほたる駅伝大会、更に23日には町の最大の観光イベントであります第64回ほたる祭りの開催となります。昨年は震災に対して配慮の開催でのことでしたが、今年は新曲「龍の大地に集う者」の曲に合わせて、辰野高校ダンス部の皆さんと、芸能協会の皆さんのコラボレーションにより、振り付けを創作していただきました。誰でも参加でき、元気を発信できるイベントとしての試みを取り入れられたところであります。5月には幼虫の上陸が1万9,000匹前後確認されており、幻想的なホテルの乱舞が期待できるものと思われまます。天候に恵まれ、多くの皆さんに来町していただき、祭り全体が盛り上がることを期待するものであります。議員各位におかれましては実行委員のお立場で様々な角度からお力添えをお願いする次第であります。併せて今年度の情報発信事業であります、「FM長野放送」のラジオ番組「ほんのーり辰野町」が昨日を皮切りに毎週月曜日正午から放送をいたします。2年目でございます。当町の情報が県下に広く発信されるわけで、様々な分野において活用されることを望むところであります。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では平成23年度補正予算、また一般、特別会計合わせて10件と税条例の一部改正3件であり、ほかに条例の一部改正6件、平成24年度補正予算2件、財産の購入契約について1件、損害賠償の額の決定1件、人事案件2件、併せて計25議案であります。また、報告事項といたしまして、平成23年度一般会計繰越明許費

繰越計算書等 5 件もございます。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決下さいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたりましてのご挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 115 条の規定により、議席 8 番、篠平良平議員、議席 9 番、成瀬恵津子議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（岩田）

皆さん、おはようございます。去る 5 月 30 日、議会運営委員会を開催し、平成 24 年第 3 回辰野町議会 6 月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。5 月 30 日、辰野町告示第 21 号によって辰野町長より 6 月定例会を、6 月 5 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと 6 月定例会の会期、並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全委員一致にて決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（局長）

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 6 月 19 日迄の 15 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて。専決第 1 号平成 23 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第1号辰野町一般会計補正予算（第13号）についての提案理由を申し上げます。今回の補正予算は小野第二介護予防センターの備品について、国庫補助金の交付決定を3月定例会後に受けたことにより行ったものであります。補正総額は350万円の追加であり、予算総額は81億9,243万4,000円となる専決の補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては国庫補助金地元分担金の増額であります。歳出につきましては民生費で小野第二地区介護予防空間整備事業の備品購入費の増額であります。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号専決処分の承認を求めることについて。専決第1号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについて。専決第2号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは専決第2号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第14号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方揮発油譲与税、特別交付税の増、国庫補助金などの確定に伴う財源組替、不用減額の調整、基金積立金などによります補正総額51万6,000円の追加で、予算総額は81億9,295万円となる専決補正の予算であります。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては地方譲与税、特別交付税などの増額補正、国庫支出金、町債等の減額補正であります。歳出につま



しては、総務費では人件費、物件費の減額、庁舎等建設基金、財政調整基金の積立が主なものであります。民生費では介護予防空間整備事業の事業費確定による減額、国民健康保険特別会計繰出金の増額が主なものであります。衛生費では物件費の減額、霊園管理基金積立金の増額が主なものであります。農林水産業費では事業費確定により減額するものであります。商工費では商工業誘地振興補助金の減額が主なものであります。土木費では除雪委託料の増額、各事業費の確定に伴う不用額の減額。町営住宅整備基金積立金が主なものであります。消防費、教育費では事業費確定による減額であります。災害復旧費では補助金確定によります財源組替であります。桜町地区介護予防空間整備事業ほか4事業につきましては平成24年度の繰越手続を行い、繰越明許費として事業を実施いたします。次に歳入においては滞納整理を強化し滞納繰越分の増収を図り、歳出においては経常経費の削減を努めてまいりました。今後役場庁舎の耐震補強工事を控え、庁舎等建設基金に積立を行い不安定な経済情勢に備えた財政調整基金にも積立を行うことといたしたところであります。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたしますのでご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（4番）

私2件の関係のちょっと質問させていただきますが、1件は40ページ保健衛生事業の支出の関係ですが、委託料、金額が約3,131万円減という形の状況になってます。この内容につきましては多分、子宮頸がん等を含めてワクチン接種補助事業に対する内容が少なかったという状況だと思いますけれども、これは非常にがん予防に対しては非常に重要な施策であるという形で考えております。その点からしましてこの大幅に下回った要因は何であるのか、あるいは受診率向上に向けて働きかけはどうであったかという見解を1点お願いしたいと思います。もう1点はさきほど説明ありました総務費の関係の庁舎の事務費の中でこれは30ページになりますけれども、積立金1億円を計上したという形の状況があります。これは耐震補強に向けてという形の状況の説明でございましたけれども、現状積立に対する状態はどうであるのか今後どういう形で積立金を増やしていくという予定があるのか。あ

るいはどういうタイミングで耐震補強の計画をなさるのかその見解をお願いしたい  
と思います。

○保健福祉課長

それでは40ページの保健衛生予防事業、委託料の3,131万1,000円の不用減額と  
いうことについて説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては子宮  
頸がん、それからヒブと肺炎球菌、この3つのワクチンの関係で当初予算には対象  
者全員のを盛ったわけでございます。しかし新聞等でご存知かと思えますけれ  
ども、子宮頸がんワクチンについてはワクチン不足っていう状況が発生しました。  
それからヒブ、肺炎球菌ワクチンにつきましては死亡例が出たということで国から  
一時差し止めというような情報が入りまして、それに応じた部分がございます。そ  
れによりまして町の方とすればできるだけ、このワクチン接種が進むような形も希  
望しておったんですけれども、それに伴いまして大幅な今回委託料の減額というよ  
うな形になりました。引き続き24年度もこれについてはやっておりますのでそちら  
の中で受診向上に努めてまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいた  
します。

○総務課長

庁舎の建設基金の積立金の状況について報告をさせていただきます。今年度、当  
初ですね喫煙所の開設、それから蛍光灯の省エネ化というような工事350万円分を  
ですね庁舎の基金を取り崩しての予算を組ませていただきました。昨年度末で  
7,800万程あった基金でございますが今年度、歳入の増収が見込まれたという中で  
現在の耐震診断でもってのはじき出された概算の金額は、耐震工事のみで1億円の費  
用が掛かる予定であります。更にこの老朽化した建物の設備の改修等がどうしても  
付随として出てまいりますので、少しでも当面、すぐ先に見えております庁舎の改  
修に向けての基金の積立をお願いしたいということで今年許される範囲の中で1億  
円というものを積ませていただきまして、現在庁舎基金1億7,800万ほどになりま  
すのでそんなことをご理解いただけたらと、よろしく願いいたします。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号専決処分の承認を求めることについて。専決第2号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第14号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号専決処分の承認を求めることについて。専決第3号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第3号、専決第3号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ494万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,043万5,000円とするものです。この補正の主なものは水道使用料、それから基金繰入金の減額補正です。6ページをご覧ください。歳入は事業収入で水道使用料を161万5,000円、加入負担金を24万円減額し、諸収入で検査手数料と雑収入の合計で8,000円追加しました。7ページをご覧ください。基金繰入金を488万4,000円減額しました。8ページをご覧ください。繰越金は178万5,000円追加しました。9ページをご覧ください。歳出の主なものは総務費の内、需用費66万円、委託料170万円、工事請負費170万円、原材料費60万円などを減額しております。いずれも不用減額です。以上、提案理由を申し上げます。原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号専決処分の承認を求めることについて。専決第3号平成23年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号専決処分の承認を求めることについて。専決第4号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

それでは議案第4号、専決第4号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ345万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,312万2,000円とするものです。この補正の主なものは歳入で使用料の増額補正とそれから、繰入金及び起債の減額補正です。7ページをご覧ください。歳入は使用料及び手数料で下水道使用料を1,000万円追加しました。8ページをご覧ください。繰入金の内、一般会計繰入金を500万円、財政調整基金繰入金を345万5,000円減額しました。9ページをご覧ください。町債で公共下水道債を500万円減額しました。10ページをご覧ください。歳出については公共下水道費の内、公共下水道事業費の工事請負費を345万5,000円減額しました。これは不用減額です。以上、提案理由を説明申し上げます。原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内(4番)

7ページをちょっと確認いただきたいんですが、下水道使用料がですね、全体的な数字で3.1%くらいアップ、約1,000万という非常に大きな額の収入増という形の状況になってます。これについてやっぱりその要因は何であったのか、あるいはこの分析結果に基づいて次年度も含め、本年度も含めてこの点が見込まれる要素なのかご確認をいただきたいと思います。

○水処理センター所長

下水道使用料につきましては一般家庭につきましてはそれほど増えておりません

けれども、工場排水で1社、ちょっと大きな工場がありますけれども当初前年並みと見込んでましたが、こちらの方の工場の稼働率が上がりまして排水量が増加したことが大きな要因です。22年度から23年度に比べまして排水量が4万トンほど増えておりまして、それで大体800万ぐらいの増加の要因になっております。稼働率につきましては排水量からみますと80%から85%ぐらいの稼働率になっておりますので、今後についてはこの程度の推移じゃないかというふうに考えております。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号専決処分の承認を求めることについて。専決第4号平成23年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号専決処分の承認を求めることについて。専決第5号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第5号、専決第5号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,376万8,000円とするものです。この補正は塩尻市分の維持管理の負担金の確定に伴う減額と繰入金減額の補正です。明細書の6ページをご覧ください。歳入は分担金及び負担金の内、特定環境保全公共下水道費負担金330万円を減額しました。これは処理場の維持管理費に充てている塩尻市の負担金額が確定したことによる減額です。7ページをご覧ください。繰入金では一般会計の繰入金を50万円、財政調整基金繰入金を100万円減額しました。8ページをご覧

ください。財産収入で財政調整基金利子を8万円追加しました。9ページをご覧ください。歳出では特定環境保全公共下水道費の特定環境保全公共下水道事業費で工事請負費と原材料費をそれぞれ30万円減額し、財政調整基金積立を8万円追加しました。また水処理センター管理費で工事請負費108万円、負担金補助及び交付金140万円など合わせて420万円減額しました。いずれも不用減額です。以上、提案理由をご説明申し上げました。原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号専決処分の承認を求めることについて。専決第5号平成23年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号専決処分の承認を求めることについて。専決第6号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決第6号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,214万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億445万8,000円とするものでございます。内容につきまして7ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては本年度国保税率を引き上げましたが、平成22年度所得は伸びず、低所得者の数は増加となりました。そのため一般被保険者国民健康保険税では現年医療給付費分で795万円の減額、医療給付費滞納繰越分ほか、介護納付金支援金で318万8,000円の増額となり、合わせて476万2,000円を減額、退職被保険者では医療、介護、支援、全てで減額となりまして186万9,000円を減

額いたしました。8ページをご覧ください。国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては負担金の交付決定によりまして514万円の減額、高額医療費共同事業負担金も交付決定により39万1,000円の増額。特定健康診査等負担金につきましても実績により29万9,000円の増額となりました。国庫補助金、財政調整交付金は確定により6,152万6,000円の増額となりました。この内、特別調整交付金につきましては東日本大震災の影響により昨年より減額とはなりましたが、確定により5,232万5,000円を増額いたしました。高齢者医療制度円滑運営事業補助金は昨年度に引き続き、70歳から75歳の医療費負担が本来2割であるものを1割に据え置くための受給者証発行等に掛かった費用の補助金で、12万1,000円を増額いたしました。9ページをご覧ください。療養給付費等交付金は実績による交付決定によりまして28万5,000円減額いたしました。10ページをご覧ください。前期高齢者交付金につきましても実績による交付決定により70万2,000円減額いたしました。11ページをご覧ください。県負担金の高額医療費共同事業負担金は交付決定により39万1,000円の増額。特定健康診査等負担金につきましても実績により46万6,000円を増額いたしました。県補助金、財政調整交付金につきましても交付決定により普通調整交付金は1,131万5,000円の減額となりましたが、特別調整交付金で共同事業交付金の減額分の支援金等として増額となりまして2,927万8,000円を増額いたしました。12ページをご覧ください。共同事業交付金は交付決定により高額医療費共同事業交付金は1,290万8,000円の減額。保険財政共同安定化事業交付金につきましても2,818万2,000円減額いたしました。13ページをご覧ください。繰入金でございますが一般会計繰入金の内、保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分としては795万4,000円の増額、保険者支援分としては149万4,000円減額いたしました。一般会計繰入金につきましては出産育児一時金は実績により133万6,000円の減額といたしました。国保財政安定化支援事業として2,000万円を増額いたしました。基金繰入金は保険給付費の増加により国保財政が厳しい状況となりまして、961万4,000円を増額いたしました。本年度合計、2,000万円を取り崩しいたしました。14ページをご覧ください。諸収入の内、延滞金、加算金、及び過料は実績により一般は103万2,000円の増額、退職では6万5,000円減額いたしました。雑入の内、第三者納付金は一般、退職ともに実績がなく全て減額いたしました。返納金につきましては実績によりまして一般で15万1,000円、退職で11万9,000円をそれぞれ増

額いたしました。雑入は国保連合会上伊那支部交付金等が 9,000 円増額、指定公費収入金は歳出の指定公費支出金と同額で 4 万 9,000 円を減額いたしました。続きまして歳出15ページをご覧ください。総務管理費は補助金の確定による財源組替でございます。16ページをご覧ください。保険給付費、療養費、一般被保険者療養給付費は本年 1 月 2 月分の療養費が増加し 3,534 万 8,000 円を増額いたしました。以下、退職被保険者等療養給付費及び療養費は歳入の社会保険診療報酬支払基金からの給付金の減額により財源組替、一般被保険者療養費は国庫補助金の減額による財源組替でございます。17ページをご覧ください。高額療養費の内、一般被保険者高額療養費につきましても療養費の増加によりまして90万3000円を増額いたしました。以下、退職被保険者等高額療養費は歳入における社会保険診療報酬支払基金からの給付費の増額により財源組替、一般被保険者高額介護合算療養費は国庫補助金の減額による財源組替、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても支払基金からの給付費の減額による財源組替でございます。18ページをご覧ください。後期高齢者支援金につきましても実績により45万1,000円を増額いたしました。19ページをご覧ください。前期高齢者納付金につきましても実績によりまして1万7,000円増額いたしました。20ページをご覧ください。介護納付金は国庫支出金の増額確定による財源組替でございます。21ページをご覧ください。共同事業拠出金でございますが高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましてもいずれも社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額確定による財源組替でございます。22ページをご覧ください。保健事業費でございますが年の途中、町内の医療機関で特定健診ができるようにしたことに伴い、特定健診の問診票、受診券等作成のための委託料80万円を増額いたしました。23ページをご覧ください。諸支出金、繰出金につきましても国が特別調整交付金の内、辰野病院へ 1,400 万円及び直診施設整備として 262 万 5,000 円、両小野国保診療所へ 800 万円を繰出したため増額いたしました。雑支出の内、指定公費支出金につきましても歳入での指定公費支出金の減額による財源組替でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。



○堀内（４番）

13ページをご確認ください。さきほど説明がありましたように、前年度保険税の値上げをしましたが非常に財政状況に基づいて、収入が伸びていないという形の状況が今報告ありました。それが比べてまた支出の関係も多くなっているということで非常に財政厳しい状況の事業であるという形で認識しております。この中で本年度、今まで殆どなかったと思いますが今一般会計からの繰入を今回行っているという形の状況で、これについてその考え方、それをちょっとお聞きしたい。それに基づいて、また基金の関係についても今年予定よりも1,000万余分に投入したという形の状況ありますので、現状かなり基金の残高も非常に少ない状況あると思いますのでそこらへんの現況を含めた状況のご説明をいただきたいと思います。

○町長

考え方総体を申し上げたいと思います。国保税は今まで論議されているように、市町村が保険者となって加入の住民の皆さん方を対象にしてやっているわけでありまして、あくまでその保険料によって保険金を支払うという形が取られております。しかし最近の高度医療、あるいはまた人口減も一部入ってくるのかと思いますが、それは対象者に対しましてはまだ少子ということの方は響いておりませんが、結局支出が、高齢化率が上がるということに対して出て来てる。多くなって来ると、高度医療さきほど言ったとおりです。そういうことがありまして特にまた保険の観点からいきますと各市町村が保険者になって保険が成り立つものでは本当はありません。保険の原理っていうのはできれば日本国中、あるいは小さくても中広域、中大広域の県1つとかですね。そうしないと安定性が取れないんです。特に500人とか1,000人ぐらいの規模の町村で合併しなくて残っている所もありますけれどもそういう所は1人、2人大きな病気になるとグンと出費が上がる。たまたまなくて健康でいられるとグッと残金が残るという不安定な状況です。これに対しまして各市町村の方からあるいはまた政治家、政治家って言いますか国の政治家ほかにもお願いを申し上げて早く、中大広域、最低でも。それから最終的には大広域で日本国でやるのが保険の原理であるし、そのとおり進めて欲しいという話をいたしまして、それから大分進んで来たのはご存知だと思います。しかし県も今度は嫌がるんです。どっちみち大赤字になる。なければ行政で出せってこういうふうなことを言う議員の皆さんや住民の皆さんも多く出て来る。これ読みがつかないんですね。

そちらの方へお金を出していきますと相当の基金持ってなければやりきれない。早く安定的にっていうことになれば保険料と保険金とのバランスを見て、安定できる大きな取り組みにしなければダメだということです。大体中大広域でまず嫌がってきていると、したがって私どもはこの1、2年でそういうふうになると思ってきたんです。ですからギリギリ一杯の予算を立てて住民の皆さん方に負担をかけることはあまり良くないということで、上げるにしてもギリギリ。もう基金は大体底を突いてきて、底が見えて来ています。一時は3億円ぐらい基金を持ってやったこともありました、段々それは赤字になるにしたがって基金を出しております。で、もう底が見えて来て、これ以上もしやると一般会計から繰出しなきゃいけない。それが保険の原点でいくと大変なことになる。でギリギリに進めてきたわけでありますがご存知のとおり県も国も黙っちゃったんですね。ちっとやそつとでこれもう変わらない。そうするとまだもう少し、もう少しと言いますかある一定のところまでは市町村で同じようにやっていかなきゃならんのか。やはり県知事だとか国の総理大臣とか、一番は国の官僚ですけれども厚生労働ほか、その人たちに分かること分かしてもらって早く安定的な運営ができるようにもう1回話掛けていかないと、なんか1回盛り上がったら戻っちゃった感じがしています。さあ、そうするとギリギリでやった市町村はもう容易じゃないです。この近隣の所でも2年続けて値上げしてきた所もありますし、中には3年続けて上げざるを得なかったと。それはキリキリで変わると思ったからギリギリに上げてたせいです。同時にまた住民の負担をあまり大きく変動させないために僅かずつ上げた。もうとっくにダメだと。1年ももたないという状況であります。我々は今後に対しましては、保険の原点に戻ってやはりどのくらいの出費でどのくらいの保険料が妥当かっていうことを近隣とも比べながら進め、そして早く中大広域を望み、そして大きくは国一括でもってやっていくものだという働きかけをしたい、こういう大きな流があります。簡単にいうと1、2年で変わると思ったら騙されちゃったというところで、なお続けなきゃならない。そうすると大変なことになるぞというようところが今現状で、非常に頭の痛いシビアな問題であります。細かくは課長の方からお答えいたします。

#### ○住民税務課長

それでは一般会計からの繰入のお話でございますけれども、特別会計の方にルール分として保険基盤安定繰入金というものが国、県、町それぞれの市町村から町か

ら合わせて繰り入れる部分と、それから一般会計のそれ以外の繰入金は通常の出産育児に関する繰入金、それから事務費、財政支援等のものが含まれております。今までは基金もあったということからできるだけそういう部分については一般会計に頼ることのないようにということで、繰入はお願いしておりませんでしたけれども、今回税収も上がらなかった、また基金の方も崩しても24年度においても基金も崩して、という予算が立ててある中で金額的には事務費及び財政支援分ということでいわゆる法定外ではなくて法定中の金額に入る分で2,000万円を繰入いただきました。しかし町長が申しあげましたように安易にその一般会計からの繰入に頼るということではなしに、また今後も細かい範囲で税、また滞納整理を強化する、そういったことの中でいろいろ方向を見つけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

ほかにありませんか。

○宇治（13番）

23ページのですね、繰出金ですけど辰野病院繰出金1400万、両小野診療所800万とありますけど、この繰出金のちょっともう少し詳しい内容を説明いただきたいんですけれども。

○町 長

これはあまり追求して欲しくないんですけれども、辰野町は近隣的にですね特別交付税っていうのがありまして、交付税は普通に来ます。特交っていうやつがあります。特別交付税。その上に特特って昔言ったのがあるんです。これ議会ではあまり追及して小沢町長の時も怒ってましたけど、そういうこと言うことによってそれが出なくなってしまう可能性もあるということで、言われておりましたがまああのところで今水準で来ておりますが、いわゆる特特という部分であります。特別調整交付金というのがいろんな名前になってますが、この近辺では辰野町ぐらいしか来てないのかなと思います。しかしそれが一番多い時は7,500、7,600万円毎年入ってましたので、この国保の方もよそに比べて比較的安い金額で、しかも一般持ち出しをしなくて赤字にならずに運営できたんですが、それが段々国の方も政治家の方、政治家と言いますかどこの官僚がつついたか知りませんが、そういう部分があるじゃないか、もちろん辰野っきりじゃない全国的には相当たくさん出て

おります。各県で2、3町、市町村ですから。それが段々一気ではいけないと。激減緩和ということで段々下げてきて、もう方式が出ちゃいまして今はもう5,000万割っているような状況です。これがまた更に下がっていくようにもう算定ができておりまして、今後はあてにできないので今しゃべったわけでありましてけれどもそういう部分であります。これは国保関連の方に分けてということで、辰野病院もそうですし両小野国保病院も正に国保病院ですし、それから国保運営自体も国保ですのでそちらの方に使用していたということです。潤沢に国保税が回っている時は、1括それを両小野に全部入れた時もあります。あるいは辰野病院へ全部入れた時もあります。あるいは分配、最近は分配しだして、しかも総体が下がってきちゃって今後はまたこれが底が見えてきている。こういうものでありますので、あまりこう分析されない方が良いでしょうが、どっちみちだけどいつかはなくなるものでありますので、ご承知おきをいただきたいとんなことでもあります。特特というふうに覚えててください。お願いします。

#### ○根橋（3番）

2 ページの所、歳入の方で共同事業交付金4,100万余の減額ということで、主に支払い基金からの減額ということなんですけれども、この支払い基金からの減額ということなんですけれども、この支払い基金からの減額というのはどのような状況でこのようになっているのかご説明いただきたいと思います。

#### ○住民税務課長

共同事業ですよ。共同事業交付金につきましてはそれぞれ一つの町村ではさきほど町長がお話しましたように、一つの町村ではなかなか独自の運営ができないということで、それぞれの町村が拠出をしてそしてまた、丁度歳入歳出の方であります4ページにあります共同事業拠出金とそれから共同事業交付金というのが当初では同額を見てございますけれども、今回におきましては入りの方が少なく、中間くらいの市町村でありますと出した金額と入ってくる金額が同じくらいで運営をしていくわけなんです。辰野町の場合殆ど大体が例年同額で済んでいたわけなんですけれども、そういった事業が今回の場合は出の方が多くて、入りの方が少なかったというような現象になってしまったんですけれどもそれにつきましては、高額医療とかそういったものの中の医療費に関係してきますので、一概に何が原因とかは今すぐにはお答えできないんですけれども、これを今年度に限っては歳入よりも歳出

の方が多かったということでこのような形になりました。

○根橋（3番）

そうしますと今の答弁からすると支払い基金の例えばですね、台所状況が厳しくなってですね、そのいわゆるこれで言います21ページの財源組替っていうことになっているんですけどもそういった形で減額はされてきたという背景ではないと理解してよろしいでしょうか。

○住民税務課長

はい、そのとおりです。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号専決処分の承認を求めることについて。専決第6号平成23年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号専決処分の承認を求めることについて。専決第7号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第7号、専決第7号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。予算第3条収入の内、医業外収益を20万6,000円の増額補正。支出の内、医

業外費用を250万の減額補正。予算第4条収入の内、他会計繰入金を1,400万円の増額補正とするものです。5ページをご覧ください。収益的収入、消費税及び地方消費税還付金を20万6,000円の増額としました。平成23年度の消費税額の確定によるものでございます。6ページをご覧ください。収益的収支につきまして消費税を250万円の減額としました。これにつきましては23年度の当初予算で計上してありましたが、消費税が還付となりましたので支出分を全額減額補正とするものでございます。7ページをご覧ください。資本的支出、他会計繰入金を1,400万円増額いたしました。さきほどお話のございました国保会計からの特別調整交付金のその他特別事情分としまして繰入金であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

そうしますとですね、23年度末の現在におけるいわゆる収益的収入及び支出の関係につきまして単年度ではどのような、およそで結構ですけれども収支見通しと言いますかね、ではどのような状況になるのでしょうか。

○町長

今のご質問のちょっと前にお話申し上げますが、さきほど来、出ている話でありますがいわゆる特特、そういった形の中で両小野国保病院とそれから辰野病院にも振り分けて入れてます。しかしこれは収入ということで入って来ますけれども企業会計では収益に入りません。と申しますのも使って良いものが、収入の方として入ってそして経費で落とすというものではないんです。結局、要するに運営資金へ入れてはいけないということです。運営資金には入れてはいけない。どういうことに使えるかという両小野国保でもあるいはまた辰野病院でもそうですけれども、いろんなハード部門、建物直すとか器械買うとか、ああいったそういうものに対する備品等にのみ使えるということになっております。したがって今まで、そういったものを病院で買おうと予定してたものがそういった基金が来たのでそれに振り替えることはありますけれども、いずれにしても収入がそれだけ余分に入ったからこれが黒字になったとか、こういうふうには計算できないものであります。それだけちょっとお含みをいただきたいと思います。国保会計に入った分は国保の

収入に計算されても良いものであります。ちょっと複雑でありますので、またいつかもっと整理して1回お話をしなきゃいけないと思いますけど、まあまあ今までは町のタブーとしてあまり触れないこと。その方が得策だということで進んできておりますので、一応ポイントだけ申し上げておきますが、くどい話ですがこれが入っても利益の部分には加算されないっていうことであります。それだけはお含みをいただきたいと思います。課長の方からお答えいたします。

○辰野病院事務長

23年度の収益的収入及び支出を行いました中で、23年度につきましては、およそ1,000万円ほどの黒字決算となる見込みであります。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号専決処分の承認を求めることについて。専決第7号平成23年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号専決処分の承認を求めることについて。専決第8号平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

それでは議案第8号、専決第8号平成23年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,372万9,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ2億5,301万8,000円にするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては諸収入の雑入として6万円を補正いたしました。次に7ページをご覧ください。サービス収入は介護給付

費収入 1,007 万 4,000 円減額。予防給付費収入は 5 万 8,000 円増額。自己負担金収入は 377 万 3,000 円減額しました。差引 1,378 万 9,000 円を減額補正いたしました。次に 8 ページをご覧ください。歳出についてであります。これらは一般管理事務費の執行残による不用減額であります。主なものを申し上げますと、職員手当等が 190 万 6,000 円減額。需用費を 411 万 5,000 円の減額。役務費を 52 万 6,000 円減額。13 委託料を 60 万 1,000 円減額等であります。合計 744 万 3,000 円の減額いたしました。次に 9 ページをご覧ください。予備費は執行残による不用減額で 628 万 6,000 円を減額補正いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号専決処分の承認を求めることについて。専決第 8 号平成 23 年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号専決処分の承認を求めることについて。専決第 9 号平成 23 年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 9 号、専決第 9 号平成 23 年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第 3 号）を提案するにあたりまして提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出の予算の総額からそれぞれ 3,290 万 8,000 円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を 4,588 万 9,000 円とするものでございます。内訳につきましては 6 ページをご覧ください。歳入では新規加入者負担金 4 万円の増額。7 ページの使用料は 308 万 3,000 円の減額。8 ページの利子及び配当金、基金利子でございますが



13万5,000円の増額。9ページの有線放送線入金は3,000万円の減額でございます。歳出では10ページから11ページにわたりますが、一般管理費は617万3,000円の減額となりますが、利子分13万5,000円は基金に積立を行います。維持管理費は2,673万5,000円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号専決処分の承認を求めることについて。専決第9号平成23年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号専決処分の承認を求めることについて。専決第10号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第10号、専決第10号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第5号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,576万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ15億9,885万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入でございますが介護保険料の第1号被保険者保険料が119万7,000円の減額でございます。7ページをご覧ください。使用料及び手数料の督促手数料が1,000円の増額でございます。8ページをご覧ください。国庫支出金につきましては介護給付費負担金が463万9,000円の減額。国庫補助金の調整交付金が101万1,000円の増額。地域支援事業交付金は144万1,000円の減額。介護保険事業費補助金が98万6,000円の増額でございます。9ページをご覧ください。支払基金交付

金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金から来るものでございます。介護給付費交付金が1,468万5,000円の減額。地域支援事業交付金が104万5,000円の減額でございます。10ページの県支出金でございますが、介護給付費負担金が1,166万4,000円の減額。県補助金の地域支援事業交付金が113万7,000円の減額。緊急雇用創出事業補助金が22万3,000円の減額でございます。11ページをご覧ください。繰入金でございますがこちらは一般会計からの繰入金でございます。介護給付費繰入金が574万7,000円。その他一般会計繰入金が209万円。目の03地域支援事業繰入金が76万3,000円。04の地域支援事業繰入金が139万3,000円でございます。それぞれ減額補正でございます。基金の繰入金でございますが5,433万9,000円から1,112万5,000円を減額し4,321万4,000円の繰入といたしました。なお基金のこの平成23年度末の残高につきましては6,887万6,000円でございます。12ページの諸収入でございますが、介護報酬は65万1,000円の減額。地域支援事業利用者負担金と第三者納付金、延納金については各1,000円の減額。雑入については4万4,000円の増額補正でございます。13ページをご覧ください。ここからは歳出でございます。こちらからは主といたしまして不用減額の分でございます。総務管理費で73万円。14ページの徴収費で11万3,000円。介護認定審査会費で147万4,000円のそれぞれ減額でございます。16ページの保険給付費でございますが、サービス給付費等、諸費で4,586万3,000円の減額でございます。審査支払手数料で24万9,000円の減額。高額介護サービス費については29万7,000円の増額でございます。17ページをご覧ください。地域支援事業費でございますが介護予防事業費で541万8,000円。包括的支援事業・任意事業費で182万1,000円のそれぞれ減額でございます。19ページの基金積立金につきましては特定財源から一般財源への財源の組替でございます。20ページの諸支出金につきましては第1号被保険者分の保険料還付金38万6,000円の減額でございます。以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号専決処分の承認を求めること

について。専決第10号平成23年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号専決処分の承認を求めることについて。専決第11号辰野町税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、専決第11号辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成24年度税制改正により地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、及び関係政令が平成24年3月31日に交付されたことに伴い辰野町税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものでございます。今回の主な改正でございますが町民税に関しては年金所得者の申告手続の簡素化に伴うものと、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例の新設及び、住宅借入金控除期間の延長の特例の新設でございます。固定資産税に関しましては、平成24年度評価替に伴い、土地に係る負担調整措置の内、住宅用地に係る部分についての改正と地方税法附則第15条の課税標準の特例措置の新設、廃止によります項番号の変更でございます。新旧対照表でご説明いたします。1ページをお開きください。36条の2、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から年金所得者が年金保険者に提出する扶養親族申告書に寡婦（寡夫）の申告をすることによって所得税において申告をしなくても適用の有無の確認が取れるということから、個人住民税においてもこの控除を受けようとする場合、申告書の提出を不用とすることといたしました。2ページをお開きください。附則第10条の2地方税法附則第15条第2項第6号の改正では地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」と言い、地方自治体の自主的な判断と執行の責任を拡大する目的で市町村の条例により特例割合を定めるよう改正されたため新設されたものでございます。下水道除外施設に係る課税標準の特例であり、現在辰野町に該当はなく近年中の該当施設の設置についても予定されていないことから、昨年までの特例率を適用し4分の3といたしました。附則第10条の3、附則第10条の2が新設されたことに

よる項番の繰り下がりでございます。附則第10条の3第7項第8項、3ページにかけましてこれは地方税法施行規則附則の改正に伴う項番ずれによる引用条項の改正でございます。附則第11条見出しの年度の切り替えは土地の評価替えの年度の切り替えにより21年度から23年度が24年度から26年度に改正となり、また6号は地方税法附則の項番ずれによる引用条項の改正でございます。附則第11条の2第1項見出し及び本文の年度切り替えは評価替えではない年度の宅地に対する下落修正を行うための条文で、評価替えではない年度22年度または23年度を25年度または26年度に改正するものでございます。4ページをお願いいたします。附則第11条の2第2項、1項同様年度の切り替え、地目変更や地積の変更など移動があった場合、評価替え年度の評価額を使えないため移動後の条件で算出した24年度の評価額に、第1項の下落修正をして新年度評価額とするものでございます。附則第12条、これは固定資産税の特例の関係でございますが宅地等の負担調整措置についての改正となります。宅地等の固定資産税額が新年度評価額と前年度課税標準額との割合である負担水準の比率により調整を行い、新年度の固定資産税額を算出することになっております。宅地などの内、住宅用地は負担水準が80%から100%の範囲にある土地について前年度の固定資産税額を据え置くこととされていた部分が廃止されました。ただし経過措置として平成24、25年度については90%から100%は前年度固定資産税額を据え置くこととされました。また住宅用地以外の宅地等については前回の負担調整措置を継続することとされました。まず第1項でございますが見出し及び本文は評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。5ページをお願いいたします。附則第12条第2項住宅等の内、住宅用地の固定資産税額を10分の8に抑制した部分を廃止するものでございます。6ページをお願いいたします。附則第12条第3項評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。現行附則の第12条第4項でございますが宅地等の内、住宅用地について負担水準が0.8以上のものについては前年度固定資産税額を据え置くとする措置が廃止となり削除するものでございます。7ページをお開きください。改正附則第12条第4項現行の第12条第4項の廃止により項番の繰り上がりで評価替えによる年度の振り替えによる改正でございます。改正の附則第12条第5項、現行第12条第4項の廃止によりまず項番の繰り上がりで評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。8ページにかけまして・

○議 長

住民税務課長、簡単に説明してください。

○住民税務課長

はい。附則第12条の2、これは地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の改正に伴う部分と評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。附則の第13条、見出し本文は評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。附則の第15条第1項から第2項にかけまして、これは特別土地保有税に関する部分で上位法令であります法附則の項番ずれによる引用条項の改正、また評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。附則第21条の2、こちらも上位法令であります法附則第41条の新設に関しまして特例民法法人から移行した一定の一般社団法人、または一般財団法人が設置している図書館、博物館、及び幼稚園を非課税とする特例措置において適用を受けようとする場合の提出書類を規定した条文の新設でございます。附則第22条の2、これは東日本大震災に係る雑損控除の特例の中で被災居住用財産の敷地に係る譲渡につきまして被災された住宅の敷地を売買する場合において、譲渡所得額に係る住民税の算出額を本則5%であるものを2.4%とするものでございますが、更にこのこれを平成23年から3年間とされていた期間を4年間延長し7年を経過する時まで、とした期間の延長特例の新設でございます。附則第23条見出し中、適用期限を適用期間等に改めるものでこれは租税特別措置法の住宅借入金等特別控除が期限だけではなく、住宅の再取得についても決められているための改正でございます。また本文中、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律を震災特例法に読み替えることと、地方税法附則の項番ずれによる引用条項の改正でございます。附則第23条2項、住宅借入金等特別控除は本来住宅がなくなるとその控除を受けることはできませんが、東日本大震災により住宅が損失した場合においては引き続き控除を受けることができ、また買い換え特例も受けられるとした条文の新設でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号専決処分の承認を求めることについて。専決第11号辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。日程第14、議案第12号専決処分の承認を求めることについて。専決第12号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第12号、専決第12号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成24年度税制改正により、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び関係政令が平成24年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものでございます。今回の主な改正点でございますが、固定資産税と同様に平成24年度評価替えに伴い土地に係る負担調整措置の内、住宅用地に係る部分についての改正でございます。都市計画税の内、土地について新年度評価額と前年度課税標準額との割合である負担水準の比率により調整を行い新年度の都市計画税を算出することとなっておりますが住宅等の内、住宅用地は負担水準が80%から100%の範囲にある土地について、前年度の都市計画税を据え置くこととされていた部分が廃止されました。ただし経過措置として平成24、25年度については90%から100%は前年度都市計画税を据え置くこととされました。また住宅用地以外の宅地等と農地については前回の負担調整措置を継続することとされました。新旧対照表でご説明いたします。1ページをお願いいたします。附則の第2項見出し及び本文中、年度は土地の評価替えの年度切り替えによる改正でございます。2ページにかけまして附則第3項、土地の評価替えの年度切り替えにより21から23年度が24から26に改正、また宅地等の内、住宅用地の都市計画税額を10分の8に抑制していた部分を廃止する改正でございます。附則の第4項、土地の評価替えの年度切り替えにより年度の改正でございます。3ページをお願いいたします。現行附則の第5項

宅地等の内、住宅用地について負担水準が0.8以上のものについては前年度都市計画税額を据え置くとする措置を廃止するものでございまして、5項は削除となります。附則の第5項、現行第5項の廃止によります繰り上がりでございます。4ページをお願いいたします。附則の第6項、同じく5項の廃止によります項番の繰り上がりと評価替えによる年度の切り替えによる改正でございます。附則の第7項、同じく5項の廃止によります項番の繰り上がりと年度の切り替えでございます。5ページをお願いいたします。附則の8、9、10続けてでございますが、それぞれ現行5項の廃止によります項番の繰り上がりでございます。附則の第10項は同じく繰り上がりと上位法令であります地方税法附則の項番ずれによる引用条項の改正でございます。6ページをお願いいたします。附則の第11項同じく5項の廃止による項番の繰り上がりと引用条項の改正でございます。附則の第12項、同じく項番の繰り上がりと地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の改正に伴う引用条項の改正、また評価替えに関わる年度の切り替えによる改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号専決処分の承認を求めることについて。専決第12号辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号専決処分の承認を求めることについて。専決第13号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、専決第13号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、提案理由をご説明申し上げます。平成24年度税制改正により地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律及び関係政令が平成24年3月31日に交付されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものでございます。附則第15項でございますがこれは議案第11号税条例附則第22条の新設でご説明申し上げましたが、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地等を譲渡した場合において、その所得に係る住民税額を軽減することの期限の延長でございます。国民健康保険税の課税の基礎となる所得額は住民税の申告所得額を使用いたしますので、同様にその期限を延長するとして特例条文の新設でございます。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号専決処分の承認を求めることについて。専決第13号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。只今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は12時丁度といたします。

休憩開始 11時 49分

再開時間 12時 00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第16、議案第14号辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第14号辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を



改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。辰野町地域情報告知システムへの加入が困難な低所得世帯等に対し、維持、使用料を減免するため第11条に減免規定を加えるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第14号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第17、議案第15号辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第15号辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成21年7月15日に住民基本台帳法の一部を改正する法律出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したものの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月9日施行、同日外国人登録法が廃止されることに伴い、現行の外国人登録制度が廃止され新たな在留管理制度が開始されることとなります。これに伴い関係する町条例の一部を改正したいものでございます。改正点の主な項目は新しい在留管理制度に伴う外国人登録法、外国人登録原票、外国登録証明書など外国人登録に関する項目の削除と通称、カタカナ表記などといったものの追加でございます。この改正により各条例中の外国人登録に関する用語の整理が主なものでございますが、1条では辰野町住民カード条例、2条では辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例、3条では辰野町手数料条例、4条では辰野町公共下水道条例のそれぞれ一部改正でござ

います。最初に第1条、辰野町住民カード条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例中、第4条で交付対象者を1号では住民基本台帳法に基づく者と2号では外国人登録法に基づく者、としていたものを外国人登録法が廃止することにより2号を削除するものでございます。次に第2条辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例中、第2条は登録の資格でございますが交付を受けることができる者を1号では住民基本台帳法に基づく者と2号では外国人登録法に基づく者、としていたものを同じく外国人登録法が廃止することによりまして2号を削除するものでございます。4号は登録でございますのがこちらは第3項第1号では用語の整理と外国人登録法の部分を削除するものでございます。第5条は登録の印鑑についての定めでございますが、第2項第1号は用語の整理とやはり廃止になる部分を削除するものでございます。また3項として外国人住民の内、非漢字圏の外国人の方で住民票の備考欄に記載されているカタカナ表記の名前、またその一部を組み合わせたもので表された印鑑で登録ができるとしたものでございます。第6条は登録の時効の定めでございますが第1項第3号中、外国人住民にかかる住民票に通称が記録されている場合にはそれを登録することとして、7号としてカタカナ表記の名前を印鑑登録原票に表記するとした新設でございます。第10条は印鑑登録証明書の定めでございますが第6条で定めたとおりの記載をすることとし、2号としてカタカナ表記の名前を同じく印鑑登録証明書に記載することとした新設でございます。第13条は印鑑登録の抹消の定めでございますが見出しの抹消及び本文中の文字を漢字に改めました。本文中は用語の整理と外国人住民は氏名等のカタカナ表記を含むもの、としたことでございます。また外国人住民にあつては中長期在留者、特別永住者等で亡くなった場合は職権で印鑑登録の抹消をできるとしたものでございます。同じく婚姻等によって氏に変更になった場合も同様、職権で抹消することとしたものが同様、職権で抹消するわけでございますがこれを本人に通知することとされました。次に第3条辰野町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例中、別表第8その他の証明書に関するものの26項、外国人登録記載事項証明書の手数料欄を削除し、同表27項、住民基本台帳表の閲覧以降全て1項ずつ繰り上げるものでございます。同条別表第10、辰野町廃棄物処理及び清掃に関する条例に関するものの5項、外国人登録法が廃止となりますので関係部分を削除するものでございます。次に第4条、辰野町公

共下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。この条例中第9条第3項第2号中、外国人登録法が廃止となることによる関係部分を削除するものでございます。以上、上記4条例は平成24年7月9日から施行するものでございまして、経過措置といたしまして第2条の印鑑の登録及び証明に関する条例中、1項では現行外国人登録法に基づき登録できていた印鑑が登録をできない印鑑となった場合は執行日において職権で抹消することとし、その抹消した場合は本人に通知することといたします。2項では改正法の施行日の時点で印鑑登録を受けている外国人が施行日においてその印鑑登録が有効である方が、氏名等の登録事項について住民票への記載事項に変更が生じた場合は職権で現票を修正することとしたものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

2ページの第5条3項の説明で今度新たに外国人の方がカタカナ表記等で印鑑登録することができるというふうに理解しているわけですが、そうすると外国人の方非常に長い名前も多いかと思うんですが、この場合のイメージ通常、印鑑登録書今の枠っていうのはあまり大きくない枠なんですけれども、こういった長い名前の方がカタカナでその印鑑っていうイメージがちょっと外国人の方どのように理解されるかちょっと分からないんですけれども、イメージとしてそのそのような全部の名前を書いた印鑑っていう形でしないと登録できないのか、あるいは全く何て言うんですか、印鑑っていう限りは早い話うんと省略、全部書かなくても省略でも良いような場合もあると思うんですけれども、そんなようなイメージで捉えられているのかちょっとそのへんをご説明いただきたいと思います。

○住民税務課長

長い名前でカタカナがいくつもあつたりとかする場合なんですけれども、その一部を組み合わせたもので表された印鑑で登録することができるかとされております。

○根橋（3番）

了解しました。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号辰野町住民カード条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第16号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。町立辰野総合病院の新築移転に伴いまして、辰野町訪問看護ステーションの所在地の変更によりまして条例の一部を改正するものでございます。第2条中、伊那富3351番地を辰野1445番地5に改めます。この条例につきましては平成24年10月1日から施行するものとします。以上、提案説明申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号辰野町訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第17号辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。墓地の経営に関しましては辰野町墓地等の経営の許可等に関する条例において地方公共団体もしくは宗教法人等に限る、と定められています。しかし近年各地のお寺にある墓地ではなく昔ながら家の近くにある個人所有の墓地の近辺に新たに墓地を造成したいという要望が増加しております。現在の条例では申請者は宗教法人となりお寺の名義で申請するしか方法がございません。檀家にはなってもこの場合の申請にはお寺は躊躇しているのが現状のようです。個人の墓地造成、墓地経営を許可するため条例の一部改正を行い個人の申請にも対応できるようにしたいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第17号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第18号町立辰野総合病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。町立辰野総合病院の新築移転にあたりまして名称及び位置、並びに病床数の変更に伴いまして条例の一部を改正するものでございま

す。条例の題名を町立辰野病院設置等に関する条例に改め、また第1条に次の1項を加えるものでございます。2 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、町立辰野病院、位置、辰野町大字辰野1445番地5、また第2条第3項中、一般病床数を125から100に改めるものでございます。この条例につきましては平成24年10月1日から施行するものいたします。2 ページをご覧ください。また関係条例といたしまして辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、また町立辰野総合病院特別会計条例の一部改正。また、辰野町職員定数条例の一部改正。また、辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。また辰野町基金条例の一部改正。また辰野町介護老人保健施設条例の一部改正。また町立辰野総合病院医師研究資金貸与条例の一部改正につきましても、町立辰野総合病院を町立辰野病院に改めるものです。以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第18号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第21、議案第19号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第19号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。県の基金事業であります緊急雇用創出事業の不適正受給に関します職員の懲戒処分に関しまして管理監督責任者と

しての町長、及び副町長の意向によりまして給料を一定期間減給するため条例の一部改正をしたいとするものでございます。辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を次のように改正とするもので、附則に次の1項を加えるものでございます。5項平成24年6月から平成24年7月までの間町長及び副町長に支給する給料は、別表及び第2項の規定に拘わらず、同項の規定により定める額から、当該額に100分の10の率を乗じて得た額を減じた額とする。ということでございまして現在、7%減額となっております特別職の報酬でございますが、その額から100分の10の減額率で2箇月の減給を行う内容でございます。この条例は公布の日から施行する。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号平成24年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成24年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は下飯沼沢、富士塚、平出、樋口の各介護予防センター建設工事、及び第3分団本部屯所の改修補助金の増額。また、川島小学校体育館耐震補強工事の減額などの補正予算であります。この補正総額は231万3,000円の追加であり、予算総額は75億5,731万3,000円となりました。この概要を申し上げますと歳入につきましては分担金及び負担金、県支出金、繰越金、諸収入の増額、及び国庫支出金、町債の減額であります。歳出につきましては総務

費では県支出金返還金、行政チャンネル光伝送路賃借料、CATV伝送路周波数賃借料の増額であります。民生費では下飯沼沢、富士塚、平出、樋口の各介護予防センター建設工事の増額であります。農林水産業費では林道西部線測量設計監督補助委託料の増額が主なものであります。消防費では第3分団本部屯所改修工事補助金の増額が主なものであります。教育費では川島小学校耐震補強事業の不用減額。コミュニティ助成事業補助金の増額が主なものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長よりも説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第23、議案第21号平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第21号平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。予算第4条中、収入の内、補助金を6,000万円の減額補正としまして支出の建設改良費を700万円の増額補正とするものでございます。4ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収入の内、国庫補助金を6,000万円の減額補正としますが当初予算としまして上伊那医療再生計画補助金の23年度残金としまして、24年度予算として計上しておりましたが繰越扱いとなったために減額補正するものでございます。5ページをご覧いただきたいと思っております。資本的支出でございますが建設改良費の内、器械備品を700万円の増額補正といたします。当初予算では病室のカーテンを含めましてカーテン、ブラインドは全てリース予定でございましたが、病室以外のロールカーテン、ブラインドにつきましては設置しまして交換することがございませんので、リース契約から購入に変更したことにより増額補正といたします。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）



○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号平成24年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号第7・8分団消防ポンプ自動車購入契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第22号第7・8分団消防ポンプ自動車購入契約について提案理由を説明申し上げます。消防団第7分団第8分団のポンプ自動車購入につきましては平成24年5月25日、指名競争入札に付しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したいため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は第7・8分団消防ポンプ自動車購入、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3,885万円、契約の相手方は上伊那郡南箕輪村885-1、晴海産業株式会社でございます。なお、指名競争入札の応札者は4者であります。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては消防署長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○消防署長

それでは内容につきましてご説明を申し上げます。現在、8分団が使用しています車両が昭和60年に導入、また7分団が昭和61年に導入をいたした車両でございます。それぞれ導入以来27年、26年が経過をし故障時に部品が調達できない等の理由のため更新をお願いをするものでございます。まず今回の導入の車両についてでございますが積雪時に対応するために、四輪駆動車といたしまして普通自動車運転免許証を所持していれば運転できるように5トン未満の車両といたしました。また現在はオートマチック限定免許所得者が増加しておりますので、変速装置を五速機械式オートマチック車といたしました。次に艤装についてでございますが、夜間活動の迅速化と団員の安全確保を重視をいたしまして照明はLEDタイプの広範囲を照

らす照明装置 2 基とポンプ車周辺を照らす車輛埋め込み型の周囲照明装置を 6 基配備をいたしました。またポンプにつきましては環境対策といたしましてオイル及びグリスの補充を必要としないものとし、耐久性をより確保するため検査機関によります耐久検査を実施をいたしまして合格証の提出を義務付けております。以上が詳細についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第22号第7・8分団消防ポンプ自動車購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第23号損害賠償の額の決定及び和解につきまして提案理由を申し上げます。地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、損害賠償額の決定及び和解につきまして議会の議決を求めるものでございます。事故の概要を申し上げます。事故の発生日は平成23年11月の15日でございます。事故の概要でございますが湯舟配水池からの汚濁水の配水によりまして町内の機械製造工場内の水道配管、トイレ、それから温水器、給茶器等でございますが、その目詰まり等が発生したものでございまして、この該当部品の交換をはじめ、これの取り替えと水道管内の洗浄及び排砂を業者に委託をして実施をした事故の賠償でございます。和解の内容につきましては、損害賠償額が66万534円。当事者双方は今後本件に関し裁判上、または裁判外において一切の異議及び請求の申し立てをしないことを条件で和解をしたいとするものでございます。なお賠償金につきましては全国町村会総合賠償補償保険にて賠償することで議決を求めるものでございます。どうぞご審議の上、原案

可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○中谷（5番）

ちょっとお伺いしたいですけど、この件につきましては2回ほど事故があったということではありますが、この保険金の処理については異議ありませんけれども、その取り扱ったと言うか立ち会った業者の責任とかそういうようなものについてはどのようになっているかお尋ねします。

○水処理センター所長

こちらの件につきましては最初の23年の11月の15日ということでありまして、職員による配水管のバルブの切り替えに伴って濁り水が発生した事故です。ですのでこちらの方につきましては町の責任ということで処理しております。

○中谷（5番）

それではこれはこの事件は全て町の責任という解釈という、こういうことだね。

○水処理センター所長

そのとおりでございます。

○中谷（5番）

2回以上言っちゃいけないんですけど、ちょっと不可解でね、あの業者には全然手落ちがあったかなかったか、そこんところがね、かなり町民としては意味深長に捉えていると思いますが、全然全て町で解決ということで業者は陳謝とかそういうようなことは町には何もなかったわけですか。

○水処理センター所長

今まで、申し訳ありませんけれども、大変申し訳なかったと思いますが、第1回目の事故と第2回目の事故と2回ありました。この件につきましては第1回目の事故でありまして、町の職員による工事に伴いまして配水管のバルブの切り替えを行った結果、濁り水が発生したということでもあります。

○岩田（2番）

今、中谷議員の方から質問あったんですけど勘違いするのも無理ないことで、去年の事故ですね1回目のね、これは。でもっと迅速にやってもらいたいという要望ですけれども、和解の年月日ですね、和解契約のこれが書かれてないんですけれど

どういう訳でしょう。報告いただきたいと思います。

○総務課長

これは町長の専決の指定事項は50万以下ということでございましてこの金額はですね、現在示談も進めている中では66万でございますので本日の議決をもちましてですね示談を進めていきたいと、そんなふうを考えてます。よろしくをお願いします。

○岩田（2番）

そうすると和解年月日は6月5日ということでよろしいわけですかね。その和解契約書を作るということですか。

○総務課長

はい、そのとおりでございます。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第23号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26議案第24号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは提案理由を申し上げます。議案第24号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めるものであります。固定資産の評価審査委員会委員につきましては地方税法の定めるところにより任期は3年、各市町村に3名置くこととなっております。今回平成21年6月20日から同委員を務めていただいております高木清房委員の任期が6月19日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたくご提案を申し上げます。高木さんは人格、識見ともに整った方ですのでご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり同意されました。日程第27、議案第25号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第25号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。町の人権擁護委員会は現在5名の方で構成されており任期はそれぞれ3年となっております。今回提案を申し上げますのは平成24年9月30日をもって2名の委員が任期満了となります。その後任の委員として赤羽康德氏と長田伊史氏を推薦したいと考えるものであります。赤羽氏につきましては現在3期目の小松嘉祐氏が今限りとした旨の申し出があり、その後任として推薦するものであります。赤羽氏は信州大学を卒業後、昭和47年4月長野県公立学校教員に任命され、以後平成22年3月伊那市立富県小学校校長職を最後に退職。現在は嘱託職員として長野県総合教育センターに勤務し、教育及び生涯学習振興に努めておられます。このようなことから人権擁護委員としての的確であるので次期委員として法務大臣に推薦したいと考えております。長田氏につきましては現在1期目で、伊那人権擁護委員会協議会の北部部会の部会長として意欲的に、また積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいております。人権擁護委員として適任者でありますので再度、法務大臣に推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべくご提案を申し上げますので、よろしく審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

今、提案理由で町長の方から長田氏に関して、説明では「おさだ」というふうに濁って説明されましたが議案では「おさた」というふうに濁っていないわけすけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○総務課長

誠に申し訳ありません。議案の方の間違いでございまして「おさだ」で濁っていただきまして申し訳ありませんがこの場をもちまして訂正をお願いを申し上げてご審議をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○議 長

大変簡易な誤りですので、口頭での訂正としこれを認めたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

訂正しました。

質疑、討論を終結します。これより議案第25号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありせんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり同意することに決しました。日程第28、地方自治法第180条、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願ひます。報告第1号平成23年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号平成23年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第3号平成23年度町立辰野総合病院事業会計予算繰越計算書、報告第4号平成23年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成24年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第5号専決処分の報告について、以上、5件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号平成23年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。計算書のまず上から3行目、民生費桜町地区介護予防空間整備事業、6行目、土木費、社会資本整備交付金事業、9行目、災害復旧費、現年災農業施設災害復旧事業の3事業につきましては事業費の一部を、この事業以外につきましては事業費の全部を平成24年度へ繰越手続きを行いまして繰越明許費として事業を実施するものでございます。各事業の適正工事期間の関係等によりまして年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で3億8,463万5,500円でございます。以上、報告いたします。

○水処理センター所長

それでは報告第2号の平成23年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書を報告します。湯舟のPC配水池更新事業費の翌年度繰越額を3億7,951万3,000円としました。制限付き一般競争入札方式を採用した関係で工事の開始時期が遅れたこと。また3月議会で補正させていただきましたけれども、24年度分を前倒しして予算確保した分を繰り越すもので工期は平成25年3月11日でございます。以上、報告いたします。

○辰野病院事務長

報告第3号平成23年度町立辰野総合病院事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして次のとおり報告いたします。この報告につきましては資本的支出の建設改良費、その内、建設工事費の一部を繰り越すものでございます。繰越の理由ですがJRとの近接工事の協議の時間が掛かったために工事着手が1箇月ほど遅れたために進捗率が当初の予定より満たなかったことによるものでございます。繰越額につきましては3億666万4,000円。財源内訳としましては国庫補助金上伊那医療再生計画補助金で6,000万円。企業債2億4,400万円。過年度分損益勘定留保資金266万4,000円。不用額は4,500円となります。国庫補助金上伊那医療再生計画補助金と企業債につきましては繰越の手続きは既に完了してございます。以上、報告いたします。

○まちづくり政策課長

報告第4号平成23年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成24年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして報告をいたします。はじめに平成23年度辰野町土

地開発公社事業報告書でございます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成23年度の事業は経営健全化を目的に公有地、いわゆる供用済み用地であります。新町後山地区1858平方メートルを処分し、造成用地地区では南部地区829平方メートル、下辰野地区56平方メートルを処分いたしました。理事会につきましては4回の理事会におきまして全議案承認及び可決をいただいております。次に平成23年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益で5,208万2,902円。事業外収益では617万3,000円。合計5,825万5,902円となり、支出では事業原価で4,698万8,972円。販売費及び一般管理費が110万2,310円。事業外費用616万157円。特別損失5,251万9,949円。合計1億677万1,388円となり、純損失は4,851万5,486円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが資本的収入は8億円、資本的支出は8億4,541万3,226円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,541万3,226円は内部留保資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は現金預金2,237万4,947円。未収金122万7000円。完成土地等9億5,758万670円。資産合計9億8,118万2,617円。負債は短期借入金10億8,500万円。前受金112万600円で負債合計10億8,612万600円であります。差引純資産として1億493万7,983円の赤字でございます。5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で流動資産合計は9億8,118万2,617円で資産の合計も同額であります。負債の部で短期借入金10億8,500万円。前受金112万600円で負債の部合計は10億8,612万600円です。資本の部では基本財産300万円。欠損金につきましては前期当期の損失を合わせ1億793万7,983円を計上し、資本の部合計は1億493万7,983円の欠損で、負債資本の部合計は9億8,118万2,617円となりました。6ページ以降は資料として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。次に平成24年度辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして公有地の処分事業900平方メートルを計画し貸し付け事業等は2地区を計画を執行してまいります。土地造成事業では桜町地区7,125平方メートルを商業用地及び宅地造成を計画しております。処分事業として6地区1万4,542平方メートルの分譲を予定し、継続事業と合わせ15地区の造成分譲を計画しております。次に平成24年度辰野町土地開発公社事業会計予算書ござ



います。1 ページをご覧ください。業務の予定量は土地処分事業で公有地、完成土地の処分事業合わせて1万5,442平方メートル。収益的収入及び支出はともに1億2,080万2,000円でございます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が2,224万円となり、留保資金で補填するものでございます。資本的収入は借入金で4億7,500万円で資本的支出は4億9,724万円でございます。3 ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧いただきたいと思います。以上、辰野町土地開発公社平成23年度決算及び24年度事業計画について報告をさせていただきました。

#### ○総務課長

報告第5号専決処分の報告について報告させていただきます。地方自治法第180条の規定によりまして町が損害賠償の責めを負うものにつきまして、専決処分をいたしましたので報告をするものでございます。事故発生日、そして事故の状況、概要賠償金額、専決年月日の順で説明をさせていただきます。平成24年1月13日に発生した公用車の対物事故でございます。小野問屋駐車場におきまして軽トラックがありますが後退中、後方の確認を怠り駐車中の乗用車に接触したものでございまして車体板金及び塗装で6万7,655円でございます。過失の割合は当方が100%でございます。専決年月日は平成24年2月の28日でございます。2件目でございますが平成24年1月30日に発生しました公用車の対物事故でございます。木曾沢行きバスを運転中に右折をする交差点に進入直後、後ろから走行していた乗用車が進路を譲ってくれたものと勘違いをし追い越したために右折を始めたバスと接触をし、部品交換、塗装、代車等の費用でございます。金額は10万548円。過失割合は当方が10%でございます。専決年月日は平成24年4月20日でございます。以上、2件につきましては全国自治協会自動車損害共済の共済金にて賠償をし示談となったものでございます。3件目でございますが平成24年2月26日、こちらは財物事故でございます。宮木地域の町道から商店の駐車場に車を移動中に入口の側溝が破損し、町で設置のグレーチングが外れ跳ね上がったことによりまして車体側面のドアプロテクターが損傷し取り替えたものでございます。金額は4万877円。平成24年3月30日に専決をさせていただきました。4件目も同様の事故でございます。24年の3月9日、財物事故でございます。農面道路を走行中、普通車で走行中ですが冬期間の凍みによりまして陥没した穴に脱輪をしパンク及びアルミホイールを損傷したものでござ

ございます。スタッドレスタイヤ及びアルミホイルの交換ということで7万6,934円。平成24年4月23日に示談をしたものでございます。以上、2件につきましては全国町村会の総合賠償補償保険で対応させていただいたものでございます。以上、報告をさせていただきます。

○議長

只今、5件について報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第29、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、請願・陳情3件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 閉会の時期

6月5日 12時 58分 散会